

海洋環境に係る条約対応及び調査検討事業費のうち ロンドン条約・議定書に係る審査支援及び調査検討事業費



【令和8年度予算（案） 152百万円（103百万円）】



船舶からの廃棄物の海洋投入処分及び海底下CCS（二酸化炭素の海底下貯留）について、国内制度の適正な運用、国際動向を踏まえた海洋環境保全のための制度のあり方の検討を行います。

1. 事業目的

船舶からの廃棄物の海洋投入処分及び海底下CCSが環境と調和した上で実施されるよう、海洋汚染等防止法に基づく審査を適切に実施するとともに、CCS事業法に基づく海底下CCSの今後の制度の検討及び海洋環境保全のための調査を行う。

2. 事業内容

船舶からの廃棄物の海洋投入処分及び海底下CCS（carbon dioxide capture and storage）については、ロンドン議定書により規制されている。海洋投入処分については、海洋汚染等防止法（海防法）により、環境大臣の許可の下で実施可能である。CCSについては、令和6年通常国会でCCS事業法が成立し、今後拡大が見込まれるCCSが海洋環境の保全と調和して進められるよう以下の事業を行う。

（1）海洋投入処分に係る対応

- ・海防法に基づく船舶からの廃棄物の海洋投入処分に係る審査等を行う。
- ・海洋地球工学に係る国際動向を調査し、国内対応の検討を行う。

（2）海底下CCSに係る対応

- ・海底下CCSに係る各国の動向や最新の科学的知見を収集し、CCS事業法に係る制度検討及び適正な許認可等の審査を行うとともに、CO₂に含まれる不純物等の分析・検討等を行う。
- ・海底下CCS事業候補地において海洋環境調査を行い、知見の充実を図る。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者
- 実施期間 平成16年度～

4. 事業イメージ

